

3 参考資料

(1) 感染症対応 BCP の策定に活用できる公表資料

作成主体	公表資料内容等（各作成主体のホームページを参照）
厚生労働省	○新型インフルエンザ治療ガイドライン・手引きなど 厚生労働省 【大規模・中規模病院向け】 ・「医療機関における新型インフルエンザ等対策 立案のための手引き」（平成25年9月 暫定 1.1 版） 【診療所、小規模・中規模病院向け】 ・新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画作りの手引き 平成25年度 厚生労働科学研究費補助金 新型インフルエンザ等対策・新興・再興感染症研究事業 「新型インフルエンザ等発生時の市町村におけるリスクの効率的な検出体制のあり方の検討」 分担研究「新型インフルエンザ等に対する医療機関におけるBCP策定の手引きの検討」 平成25年 政府行動計画・ガイドラインを踏まえた 「医療機関における新型インフルエンザ等対策 立案のための手引き」 (平成25年9月 暫定 1.1版) 分担研究者：田辺正樹 三重大学病院医療安全・感染管理部副部長 研究協力者：岡部信彦 川崎市健康安全研究所所長 研究協力者：川名明彦 防衛医科大学校内科学2（感染症・呼吸器）教授 研究協力者：大曲典夫 国立国際医療研究センター国際感染症センター長 新型インフルエンザ等発生時の 診療継続計画作りの手引き  平成24年度 厚生労働科学研究費補助金 新型インフルエンザ等対策・新興・再興感染症研究事業 「新型インフルエンザ等発生時の公衆衛生対策の再構築に関する研究」 分担研究「新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画作りに関する研究」 分担研究者 吉川 徹 ○介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修資料・動画 厚生労働省 【介護施設・事業所向け】 ・介護施設・事業所における業務継続計画作成支援に関する研修・動画 ＜新型コロナウイルス感染症編＞ ・新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン ・様式ツール集 ・感染症ひな型（入所系、通所系、訪問系） ※例示入りあり、説明動画あり。 令和2年度 厚生労働省老健局 業務継続計画（BCP）作成支援指導者養成研修 介護事業者における 業務継続計画（BCP）について 2021年2月 ミネルワヘルタス株式会社 顧問 信州大学 特任教授 本田 茂樹 厚生労働省 令和5年度 介護BCP策定支援セミナー BCP作成(通所系) ひな形(例示入り)を活用した BCP(業務継続計画)の作り方を解説 令和5年度 厚生労働省老健局 「介護施設等における業務継続計画（BCP）策定に関する研修資料及び施設等研究資料（1）研修資料（一）」 介護施設・事業所における 新型コロナウイルス 感染症発生時の 業務継続ガイドライン 厚生労働省老健局 令和2年 12月

作成主体	公表資料内容等
日本医師会	○新型コロナウイルス等対策 新型コロナウイルス 感染症関連情報 医師のみなさまへ 日本医師会 【無床診療所向け、小～中規模病院向け】 - 診療継続計画の作成例 ※日本医師会作成版の記載例がダウンロード可能 ＜作成例 1：無床診療所における診療継続計画＞ ※この診療継続計画は、一般内科を想定している無床診療所を想定して例として作成したものです。実際の策定の際には、診療機関の診療業務の形態および所在地における自然災害に備える計画に照らして策定する必要があります。 想定：一般内科診療所を有し、大規模な建物。 規模：院長1名、非常勤医師3名、看護婦3名、事務2名。 方針：帰国者・帰来者外来設置なし。地域感染時には新型コロナウイルス等の診療を行う。 （注）本計画は各施設で特に緊急時における要配慮事項を策定しました。 〇〇医院における新型コロナウイルス等発生時における診療継続計画（案） 〇〇医師 第1章 総論 1 基本方針 （1）当院の役割 〇 当院は、新型コロナウイルス等（「新型コロナウイルス等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）第2条第1号）が△△地域で流行した際に、地域医療に貢献し信頼される医療機関として医療を提供する。 （2）各発生段階における基本的な対応方針 〇 海外発生期及び地域発生早期においても、新型コロナウイルス等の患者が当院にも受診する可能性があることを踏まえる。 〇 地域感染期には、△△地域住民のため、当院の診療を継続する。 〇 診療に従事する当院の職員と安全と健康に十分に配慮する。 （3）優先すべき診療業務 〇 「△△を有する△△施設」の役割を認め、当院の診療業務を優先度に基づいて3段階（A～C）に区分し、一定の水準を維持し診療を継続する。なお、地域感染期における被害想定・欠陥率は被害想定40%で検討する。 - A＜高い＞：地域感染期でも通常時と同様に継続すべき診療業務 - B＜中程度＞：地域感染期には一定期間又はある程度の規模であれば縮小できる診療業務 - C＜低い＞：地域感染期には緊急の場合を除き延期できる診療業務 2 本診療継続計画の策定と変更 〇 本計画は△△内のメンバーで構成する「新型コロナウイルス等に関する院内対策会議」（以下「対策会議」という。）により作成された（図解1：メンバー表）。 〇 流行時には、最新の科学的根拠や行政・地域医師会からの要請を元に、適宜本計画を変更する。 3 意思決定体制 〇 新型コロナウイルス等の発生時における診療体制及びその縮小等については対策会議で検討し、最終である院長が決定する。 〇 院長が事故などで不在のときは、〇〇がその代理を務める。 4 意思決定に必要な最新情報の収集・共有化 〇 新型コロナウイルス等に関する情報については、〇〇市町村医師会や△△保健所、さらに県や国、〇〇市町村の通知等を参照する。 〇 収集した情報は、定期的に会議などを通じて速やかに職員に通知する。 〇 情報入手先リスト（図解2）。 ＜作成例 2：小～中規模病院における診療継続計画＞ ※本診療継続計画は、海外発生期及び地域発生早期までは新型コロナウイルス等の診療を行わない第二次救急医療機関である小～中規模病院（想定200床程度）における例として作成したものです。実際の策定の際には、医療機関の診療業務の形態及び所在地における自然災害に備える計画に照らして策定する必要があります。 想定：一般内科及び外科等の診療科を有し、大規模な建物。 規模：常勤医師15名、非常勤医師5名、看護婦120名、指定二次救急医療機関、総合診療センター・在宅診療部門あり。 新型コロナウイルス等発生時（海外発生期以降）の方針：帰国者・帰来者外来設置なし。地域感染時には新型コロナウイルス等の外来診療、入院診療を行う。 （注）本計画は各施設で特に緊急時における要配慮事項を策定しました。 〇〇病院における新型コロナウイルス等発生時における診療継続計画（案） 〇〇診療法人〇〇医師 第1章 総論 1 基本方針 （1）当院の役割 〇 新型コロナウイルス等（「新型コロナウイルス等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）第2条第1号）が国内でまん延した場合には、当院においても、職員（業務委託会社の職員を含む）及び職員の家族が罹患して治療や看護ならびに学校の臨時休業のために勤務できない職員が多数発生することが予想される。さらに、ライフラインや物流等の社会機能も低下する可能性もある。 〇 新型コロナウイルス等流行時において、△△地域における急性期医療を担う当院の役割を踏まえ、地域住民が安心して治療を受けられる体制を確保することを目的として、本診療継続計画を作成し、必要な対策を実施する。 （2）各発生段階における基本的な対応方針 〇 海外発生期及び地域発生早期においても、新型コロナウイルス等の患者が当院に受診する可能性があることを踏まえて対応する。 〇 地域感染期には△△地域住民のため、新型コロナウイルス等の患者の外来・入院診療を行いながら、当院の診療機能の維持に努め、地域医療を担う医療機関としてその役割と責任を果たす。 〇 診療に従事する当院の職員と安全と健康に十分に配慮し、感染予防に努める。 （3）新型コロナウイルス等発生時に優先すべき診療業務 〇 「△△を有する〇〇施設」の役割を認め、当院の診療業務を優先度に応じて3段階（A～C）に区分し、一定の水準を維持し診療を継続する。なお、地域感染期における被害想定・欠陥率は〇〇想定40%で検討する。これらは流行段階に応じて適宜決定する。 - A＜高い＞：地域感染期でも通常時と同様に継続すべき診療業務 - B＜中程度＞：地域感染期には一定期間又はある程度の規模であれば縮小できる診療業務 - C＜低い＞：地域感染期には、緊急の場合を除き延期できる診療業務
国立国際医療研究センター	○各種資料・リンク 国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 国際感染症センター 【病院向け】 - 感染症指定医療機関に求められる役割 - 地域（医師会、保健所、他医療機関）との連携 - 感染症 BCP の作成運用のポイント、ひな形 など ※各種様式あり、解説動画（ガイダンス）あり。 （ ）病院 感染症流行時における業務継続計画 作成 XXXX年XX月YY日 初版作成 マニュアルは版管理を行う。 この版が表紙に明記する。 【BCPとは】.....5 1. 業務継続計画 (BCP) とは.....6 2. 感染症 BCP とは（自然災害 BCP との違い）.....7 【感染症指定医療機関に求められる役割】.....9 1. 感染症指定医療機関に求められる役割.....10 2. 地域（医師会、保健所、他医療機関）との連携.....11 【感染症 BCP】.....12 1. 流行状況に応じた対応.....13 2. 感染症法の対象となる感染症の概観とその措置.....15 3. 感染症発生時の対応.....16

作成主体	公表資料内容等
日本歯科医師会	○新型インフルエンザ等対策 歯科医師のみなさま 日本歯科医師会 【歯科診療所向け】 診療継続計画のひな形 新型インフルエンザ等対策業務計画 平成 26 年 5 月 公益社団法人 日本歯科医師会 新型インフルエンザ等対策業務計画 目次 1. 総則（目的／基本方針） （1） 新型インフルエンザ等対策業務計画の目的・基本方針……………1 （2） 業務計画の運用……………2 2. 新型インフルエンザ等対策の実施体制 （1） 新型インフルエンザ等対策の実施体制（特措法第9条第2項第2号）……………3 （2） 情報収集・共有体制……………6 （3） 関係機関との連携（特措法第9条第2項第3号）……………7 3. 新型インフルエンザ等対策に関する事項 （1） 新型インフルエンザ等対策業務の内容及び実施方法（特措法第9条第2項第1号）……………8 （2） 感染対策の検討・実施（特措法第9条第2項第4号、第10条）……………13 4. その他 （1） 教育・訓練（特措法第12条）……………19 （2） 計画の見直し……………19 （3） 今後整備すべき事項……………19 （4） 本会の役員等への特定接種について……………20
日本薬剤師会	○災害対策・感染症対策 日本薬剤師会 【薬局向け】 - 新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画（R2 改訂版） - 薬剤師向け感染予防対策、薬局内患者発生時の対応 ※BCP 作成例（Word 版）がダウンロード可能 薬局向け作成例（日本薬剤師会 2020.1 一稿改訂） 新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画 〇〇薬局 作成日：平成〇年〇月〇日 最終更新：令和〇年〇月〇日 新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画（表） 目次 1. 基本方針 1. 新型インフルエンザ等発生時の業務継続方針 2. 本業務継続計画の策定と変更 3. 緊急対応体制 4. 緊急対応による緊急業務の削減・中止等 2. 発生時の対応（R2改訂） 2-1. 発生時の対応 1. 発生時の対応（R2改訂） （1）発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 1. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 2. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 3. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 4. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 5. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 6. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 7. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 8. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 9. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 10. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 11. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 12. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 13. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 14. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 15. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 16. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 17. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 18. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 19. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 20. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 21. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 22. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 23. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 24. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 25. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 26. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 27. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 28. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 29. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 30. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 31. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 32. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 33. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 34. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 35. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 36. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 37. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 38. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 39. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 40. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 41. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 42. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 43. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 44. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 45. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 46. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 47. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 48. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 49. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 50. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 51. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 52. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 53. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 54. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 55. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 56. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 57. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 58. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 59. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 60. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 61. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 62. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 63. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 64. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 65. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 66. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 67. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 68. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 69. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 70. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 71. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 72. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 73. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 74. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 75. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 76. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 77. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 78. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 79. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 80. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 81. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 82. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 83. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 84. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 85. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 86. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 87. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 88. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 89. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 90. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 91. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 92. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 93. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 94. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 95. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 96. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 97. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 98. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 99. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂） 100. 発生時の発生・伝播発生時の対応（R2改訂）

作成主体	公表資料内容等						
全国訪問看護事業協会	○ BCP（業務継続計画）策定について - 一般社団法人全国訪問看護事業協会 【訪問看護事業所向け】 ・業務継続計画のひな形（新型コロナ対応版）、様式集 ・BCP 策定のための研修会に関する講義資料のダウンロードが可能 ・研修動画（ダイジェスト版）掲載あり 令和2年度老人保健健康増進等事業 訪問看護事業所の質の確保に向けた自己評価を支援するための研究事業 新型コロナウイルス感染症における 業務継続計画(BCP) —訪問看護ステーション向け— 一般社団法人 全国訪問看護事業協会 新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画 第1章 総則 1 目的 本計画は、新型コロナウイルス感染症の感染者（感染疑いを含む）が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。 2 基本方針 本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">① 利用者の安全確保</td><td>利用者は重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。</td></tr> <tr> <td>② サービスの継続</td><td>利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。</td></tr> <tr> <td>③ 職員の安全確保</td><td>職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。</td></tr> </table> 3 主管部門 本計画の主管部門は、〇〇とする。	① 利用者の安全確保	利用者は重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。	② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。	③ 職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。
① 利用者の安全確保	利用者は重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。						
② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。						
③ 職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。						
広島県	○病院における事業継続計画（BCP）策定について 広島県 【主に病院向け 自然災害用 BCP】 ・事業継続計画（BCP）策定のために（令和2年 広島県健康危機管理課作成） ※自然災害用 BCP の策定支援を目的としており、<u>策定における技術的な要領の一助</u>として作成。 【高齢者・介護施設向け】 ・業務継続計画（BCP）の策定方法等について（令和6年9月 広島県医療介護基盤課作成） ※自然災害と感染症の両方の簡易な BCP 策定手順を紹介						

（2）新型インフルエンザ等対応 BCP ひな形（別冊資料）

- ・新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画（病院版）
- ・新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画（診療所版）
- ・新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画（薬局版）
- ・新型インフルエンザ等発生時における業務継続計画（訪問看護ステーション版）